

法律図書館における司法制度改革の影響

The Effect of Judicial System Reform  
on Japanese Law Libraries

岡 田 孝 子  
*Takako OKADA*

*Résumé*

**Purpose:** The purpose of this article is to present the issues Japanese law libraries are facing after the judicial system reform which took place in 2001. By examining the effects of the reform, the author identifies the challenges faced by such libraries.

**Methods:** Interviews were conducted at 17 law libraries to investigate the characteristics of the libraries' collections and management aspects such as budgets and personnel.

**Results:** As an effect of the judicial system reform, law libraries in Japan can now be classified into four categories according to their patrons: 1) law libraries for scholars, 2) law libraries for lawyers, 3) law school libraries, and 4) law libraries for the public. The importance of law school libraries and law libraries for the public (law information services at public libraries) has been underlined due to revisions in legal education and the pending introduction of the citizen judge system. With the revised education system still in its early stages, law school libraries are looking to redefine their service framework. The library at the Legal Research and Training Institute at the Supreme Court of Japan may serve as a reference in this matter. Proactive efforts are being undertaken at public libraries in order to support citizens' involvement in the judicial process. However, taking into account the possibility of judicial information services developing into legal counseling, cooperation with legal experts should be considered.

- I. はじめに
- II. 研究方法
- III. 調査結果
  - A. 調査結果の分類

---

岡田孝子：慶應義塾大学大学院文学研究科，東京都港区三田 2-15-45  
Takako OKADA: Graduate School of Library and Information Science, Keio University  
e-mail: tokada@slis.keio.ac.jp  
受付日：2007年8月6日 受理日：2007年8月30日

B. 各法律図書館群の特徴

C. 各法律図書館の課題

IV. おわりに

I. はじめに

人が何らかの理由で法律情報を入手しようとするとき、法律図書館は重要なアクセス先の1つと考えられる。ここで言う法律図書館とは、法律専門図書館だけを指すものではない。法律資料を多く所蔵し広く法律情報を提供する機関を指す。その中には、最高裁判所図書館、大学の法学部図書館、公共図書館などが含まれる。

近年、法律図書館においては大きな変化が見られる。例えばこれまで公共図書館のレファレンスサービスにおいては、法律情報の提供は特に注意が必要な事項であるとして消極的に扱われてきた<sup>1)</sup>。しかし、最近では法律情報提供機能の重要性は、地域の課題解決に対する公共図書館の貢献の一環として広く認識されるようになってきている<sup>2)</sup>。また、2004年の法科大学院設立の際に、図書室の設置が義務づけられ、新しい種類の法律図書館が誕生することになった。

こうした法律図書館の変化の背景には、規制緩和に始まる1990年代後半以降の政府の政策がある。日本経済がバブル崩壊後の構造的不況に陥った頃、政府は様々な経済活動に対して行われていた規制を撤廃ないし緩和することにより、経済の活性化を促した。政府の規制緩和政策は、社会に対して規制に基づく行政による事前チェック型から司法による事後救済型への変化を促した。日本はこれから事前の調整が重要であった社会から、ルールに基づいた社会を目指すことになる。結果、社会は増え続ける紛争に対して法律を用いた解決を求めるようになるのである<sup>3)</sup>。

そのような背景のもと、政府主導で行われた司法制度改革は、平成13年6月に提出された司法制度改革審議会の意見書<sup>4)</sup>に基づいて実施されている。司法制度改革の基本は、3つの柱（制度基盤・人的基盤・国民的基盤）と呼ばれる改革の中心課題に取り組むものである。課題への取り組み

は、裁判外紛争処理システムの拡充、法曹人口の増大、市民の司法参加といった形でそれぞれ具体化されようとしている。

司法制度改革は法律情報へのニーズの変化をもたらした。その変化の範囲は法曹のみではなく、社会全体に及んでいる。例えば、法科大学院の設置により、法曹養成に関わる新たなニーズが生まれた。また、総合法律支援法（平成16年5月26日法律第74号）の制定に伴い、身近な法律トラブルの解決のための法律情報へのアクセスのニーズが正面から扱われるようになった。裁判員制度はまだ開始されていないが、市民に対してより深い法律の知識を求めることになるだろう。

法律情報に対するニーズの変化に呼応して、法律図書館もまた変化している。そしてその変化は法律専門図書館だけではなく法律図書館全体に及んでいる。法科大学院図書室や日本司法支援センター（法テラス）といった新しい法律情報提供機関が設置されただけでなく、既存の機関においても、公共図書館で法律情報提供が始められ<sup>5)</sup>、最高裁判所図書館では利用者の枠が広げられるといった変化が見られる。

したがって、司法制度改革に対応した、法律図書館の変化の動向を把握するためには、すべての種類の法律図書館を対象とした考察が必要である。しかし、近年の法律図書館に関する調査および論考は館種を絞って行われており<sup>6)</sup>、司法制度改革以降の変化を法律図書館全体のものとして捉えた報告を見ることはできない。

よって、本稿では司法制度改革に基づく社会情勢の変化を念頭に、日本における法律図書館の現状を概括的に把握することを目的とした調査の結果を報告する。併せて、各図書館に対する新たな要請を明らかにし、法律図書館の今後の運営を検討するための材料を提供することを目的としている。

第1表 訪問先図書館一覧

従来の分類	訪問先図書館名
国立図書館	国立国会図書館
公共図書館	東京都立中央図書館
大学図書館	東京大学法学部図書室
	京都大学法学研究科・法学部図書室
	一橋大学附属図書館
	早稲田大学法律文献情報センター
	慶應義塾大学三田メディアセンター南館図書室
	中央大学都心キャンパス図書館
	同志社大学法学部・法学研究科図書室
	立命館大学朱雀リサーチライブラリー
	大宮法科大学院大学図書館
専門図書館	最高裁判所図書館
	法務図書館
	司法研修所図書室
	東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館
法律事務所図書室	森濱田松本法律事務所図書室
	長島大野常松法律事務所図書室

## II. 研究方法

調査は、日本の法律図書館の担当者へのインタビューと訪問調査、およびその内容の分析による。調査対象とする図書館の定義については、日本における唯一の法律図書館専門団体である、法律図書館連絡会の規約<sup>7)</sup>に基づいた。法律図書館連絡会の目的の1つは、法律資料の相互貸借を円滑に進めることであったため、規約においては連絡会の参加館をできるだけ限定しないようにとの配慮がなされている。すなわち、法律図書館連絡会の定義は、法律図書館を広く捉えたものであり、本稿の目的に合致している。

法律図書館連絡会の現在の加盟館は64館である。訪問先の図書館の選定にあたっては、この64館のうち、運営母体に基づく図書館の一般的な分類<sup>8)</sup>を全てカバーできるように各分類に従って選択した。その結果を第1表に示す。国立図書館と

して国立国会図書館1館、法律情報提供サービスに積極的に取り組む公共図書館として東京都立中央図書館1館を選んだ。大学図書館の中からは、法科大学院を設置した大学のうち、規模の大きさから9館（東京大学法学部図書室、京都大学法学研究科・法学部図書室、一橋大学附属図書館、早稲田大学法律文献情報センター、慶應義塾大学三田メディアセンター南館図書室、中央大学都心キャンパス図書館、同志社大学法学部・法学研究科図書室、立命館大学朱雀リサーチライブラリー、大宮法科大学院大学）を選んだ。また、主に法曹および司法修習生にサービスを提供する専門図書館として最高裁判所図書館、法務図書館、司法研修所図書室、東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館4館をインタビュー対象館とした。訪問先図書館については、法律資料が特に充実している図書館を選んだ。近年法律図書館に生じている変化が現れやすい図書館を選定するため

法律図書館における司法制度改革の影響

第 2 表 担当者への質問項目

データに関する項目	法律関係書の蔵書数
	図書は独自分類か・既存の分類方法か（併用していれば、割合など）
	法律関係雑誌のタイトル数（できれば和・洋別で）
	雑誌バックナンバー、図書旧版などの扱いについて
	導入データベース（導入件数と主要なデータベース）
	独自データベースを持っているか
	提供サービス（レファレンス・ILL・セミナー・提携先）
	閲覧席、LAN 状況
	端末数、プリンタ、コピー機数等
	OPAC の有無、数
	スタッフ（人数・資格・経験・経歴・トレーニング）
	利用者層
	年間の予算（図書・雑誌・データベース・人件費・外部書庫）
インタビュー項目	自館の特徴
	目指しているサービス
	運営方針
	法律図書館における問題
	その他

である。

法律図書館の現状を考えると、法律事務所の存在を除外することはできない。しかし法律事務所図書室は、その性質から相互貸借を行わないため法律図書館連絡会には加盟していない。そこで、法律事務所についても本調査の対象に含めることとした。現在の日本の大手法律事務所（通称：四大事務所）のうち図書室専任の司書を設置している事務所は 3 カ所であるが、そのうち 2 カ所よりインタビューに協力する旨の回答を得ることが出来た。結果、法律事務所図書室を 2 館（長島大野常松法律事務所図書室、森濱田松本法律事務所図書室）訪問先に加えることができたため、最終的な訪問先を 17 館とした。

訪問期間は 2006 年 8 月～10 月の 9 週間にわたり、各図書館において 1 人～2 人の担当者に対し、各 2 時間程度のインタビューを行った。インタビュー対象者は、サービスの現状と利用の変化

をよく把握する現場の担当者が相応しいと考え、法律図書館の実際の運営担当者あるいは法律図書館連絡会の担当者とした。

調査に際しては、蔵書や運営に関する項目に加え、特に図書館の提供するサービスに着目してインタビューを行った。質問項目は第 2 表のとおりである。

### III. 調査結果

#### A. 調査結果の分類

本稿では、訪問調査の結果を受け法律図書館を主な利用者層を基準に研究用法律図書館・実務家用法律図書館・実務教育用法律図書館・市民向法律図書館の 4 つのカテゴリにまとめた。司法制度改革の影響を受けた法律情報のニーズの変化は、この 4 つのカテゴリに示されている利用者層ごとに異なると考えられるからである。

ここで言う研究用法律図書館とは、学問として

の法律の研究者、高度な法律判断を行う裁判官などの法律家を主な利用者とする図書館である。法学研究者の研究活動は基本的には司法制度改革と直接関係しておらず、研究者の法律情報へのニーズにも顕著な変化は見られない。本調査においては、国立国会図書館、最高裁判所図書館、東京大学法学部図書室、京都大学法学研究科・法学部図書室、早稲田大学法律文献情報センター、同志社大学法学部・法学研究科図書室を指す。

法律図書館の第二のカテゴリは、法律の実務家用法律図書館である。法律の実務家とは、主に裁判官・検察官・弁護士の法曹三者を指す。法曹三者は司法制度改革の影響を強く受けている。司法制度改革の結果、法曹人口は著しく増加しており、特に弁護士の業界では専門化・分業化が促進された。実務家用法律図書館とは、法曹三者のための図書館を指すほか、企業の法務担当者や行政官用の図書室も、このカテゴリに含める。本調査において実務家用法律図書館と呼べるのは、東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館、森濱田松本法律事務所図書室、長島大野常松法律事務所図書室、法務図書館である。

法曹実務教育のための図書館は、法律図書館の分野に新しいカテゴリを作成した。法曹養成支援を主たる目的とする図書館が、実務教育用法律図書館である。法曹養成改革の一環として法科大学院が設置されてから、いくつかの法科大学院では専門職大学院独自の図書室を設ける動きが見られた。つまり、実務教育用法律図書館は司法制度改革以降、急激に数が増えた図書館である。本調査では法科大学院図書室に加え、司法修習生のための図書室として歴史の長い司法研修所図書室をこのカテゴリに整理した。司法研修所図書室、慶應義塾大学三田メディアセンター南館図書室、立命館大学朱雀リサーチライブラリー、中央大学都心キャンパス図書館、大宮法科大学院大学図書館が本調査における実務教育用法律図書館である。

近年注目を集め始めた法律図書館として、市民向法律図書館が挙げられる。司法制度改革は国民の司法への参加を改革の柱の1つに位置づけており、政府は市民の法情報へのアクセスを容易に

することにより、自立して法律問題に取り組むことのできる市民の育成を目指している。そのような中で市民を主な利用者とする公共図書館を市民向法律図書館と呼ぶことにする。本調査においては、東京都立中央図書館が市民向法律図書館に該当する。

以下、カテゴリ別に各法律図書館群の特徴と司法制度改革後の状況について説明する。

## B. 各法律図書館群の特徴

### 1. 研究用法律図書館

研究用法律図書館の特色は、第一に蔵書の豊富さにある。利用者は資料を熟知しており、職員による利用指導の必要はほとんどない。利用者はほぼ固定されており、書庫の鍵を所有している場合もある<sup>9)</sup>。

このカテゴリに属する図書館は、司法制度改革の影響を比較的受けていない。法学研究者を主たる利用者層とする研究用法律図書館は歴史的に利用者を限定する傾向が強く、(国立国会図書館については広く国民全体に公開されているが、第一には国会議員向けの図書館であるために一定の利用者のためだけの限られたサービスが行われている<sup>10)</sup>)一定の利用者が長期間固定的に利用することも、特徴である。もともと蔵書が豊富であることも理由の一つと考えられるが、資料の電子化への移行が緩やかであることも、このカテゴリに属する図書館に共通して見られる特徴であった。例えば大学図書館における資料の電子ジャーナルへの切り替えについては、契約内容により利用者を大学の正規の在籍者に制限するケースが多いことなどから消極的な意見もあった。また、資料の保存場所は研究用法律図書館でも解決が困難な問題であるが、旧国立大学の附属図書館の中には特に大学の敷地が比較的広いと、書庫問題を差し迫った問題とは捉えていないとするところもあった。資料を紙媒体で所有していること、書庫のために広いスペースを設けていることから、研究用法律図書館は、利用者の巨大な書庫として機能している。

研究用法律図書館に近年生じている変化は、司

法制度改革の影響によるというよりは、図書館の存在意義を主たる利用者層である研究者以外にも認識してもらうためのものである。比較的閉じられた図書館である研究用法律図書館のうち一部では、利用者をわずかながら拡大する傾向を示している。例えば最高裁判所図書館では、2006年4月から事前の予約が必要ではあるものの一般利用者の立ち入りを認めている。また、東京大学法学部図書室ではそれまで学内の者でも利用のためには大学の附属図書館での紹介状を必要としたが、それを学部生については学生証の提示のみで入室を認めるように運用を変更している。ただしそれは、図書館が専門家向けであるという位置づけを変更するまでの意味はもたず、図書館が第一の利用者層と想定する者以外への利用の門戸をわずかながら開いたというだけのことである。

## 2. 実務家用法律図書館

実務家用法律図書館の特色は、スタッフの専門性にある。実務家用法律図書館のスタッフにはほとんど人事異動がなく、高い専門性を持って実務家の業務をサポートしている<sup>11)</sup>。スタッフの専門性が高いことについては研究用法律図書館においても見られる現象である。しかし、実際に期限が設けられている案件処理のため時間に追われることの多い実務家は一般的に研究者よりも分業を好むため、リサーチスタッフにもある程度内容を絞り込んだリサーチを求める傾向がある。結果として、実務家用法律図書館のスタッフには、図書館員としての専門性以外にも高い法律の専門知識が必要になる。ところが、スタッフの教育においては同業の法律事務所図書室担当者間の連携は見られず、体系だった研修システムなどは存在しない。そのため、スタッフへの教育制度はOJTによるところが大きい。リサーチの内容についても、文献の所蔵調査といった伝統的な図書館のレファレンスサービスを超え、内容に踏み込んだ調査を行うところにも特色がある。つまり、実務家用法律図書館の司書業務には、司書課程で得られる一般的な図書館の知識よりは、当該組織および組織が関与する業界に対する知識が必要である。例え

ば実務家用法律図書館の多くはNDC分類や最高裁判所図書分類を応用した独自の分類方法を採用しており、その分類は当該図書館のためだけに作成されており、他の図書館で利用するには適さない<sup>12)</sup>。

また、設備の面而言えば、多くの実務家用法律図書館はサテライトの書庫を持たない。古い資料の利用に関しては最高裁判所図書館や国立国会図書館などの研究用法律図書館に依存している状況にある<sup>13)</sup>。よって、どの資料を自館で保存し、どの資料については研究用法律図書館に依存するかについては担当司書の経験に基づく判断が必要になる。そして、法律事務所の場合扱う案件の主題は一定ではなく社会情勢や所属弁護士専門等により常に変化するため、図書室の選書業務は困難なものとなっている。加えて、比較的他の図書館との連携が弱い実務家用法律図書館において、情報を広く収集する司書の手腕は事務所の経営上重要な資源と考えられる。しかし、そのノウハウには蓄積不可能なものも多く、担当司書の熱意によるところが大きい。例えば法律事務所においては、選書業務と同様に、所属弁護士の専門性や業務の仕方等により調査内容も大きく変化する。大手事務所においては弁護士の入れ替わりも激しく、個々の弁護士の業務に併せたきめ細やかなサービスの引継ぎを行うのは非常に困難である。

実務家用法律図書館というよりは、その図書館の利用者である法曹三者の業務は、司法制度改革による変革のただ中にある。その変革が図書館に及ぼした影響は、特に弁護士の世界で顕著な、専門・分業化にある。専門化の結果、法律事務所は扱う案件の専門性を打ち出した広告を行っている。また、法律事務所内においても大手の渉外事務所であれば翻訳スタッフが多数在籍しているし、パラリーガルと呼ばれる法律事務専門の職員を雇用している事務所も多い。そのような中で法律事務所の司書は、訴訟および契約事務に携わる弁護士のために日々大量のリサーチ業務と文書管理業務を行っており、図書室を有する法律事務所においては弁護士がリサーチ業務にかかる時間は、図書室を有さない事務所の弁護士よりも少な

くなることは当然に推測できる。

### 3. 実務教育用法律図書館

実務教育用法律図書館の特徴としては、図書室における利用者（院生）の自習室機能としての役割が大きいことが挙げられる。国家試験の受験生である法科大学院生は、資料の検索とその利用のほかに、試験対策の学習の場として図書室を利用する<sup>14)</sup>。そのため、図書室内の閲覧席は研究用法律図書館などと比較すると、座席数などが余裕を持って配置されている。

また、実務教育用図書館での資料の利用のされ方として、一部の教科書に利用が集中する傾向にある。よって、複本に対して寛容であるのも特徴である。立命館大学朱雀リサーチライブラリーは、法科大学院のほかにビジネススクールとアカウンティングスクールを兼ねる経営管理研究科との共用の図書館として設計されている。立命館大学の法科大学院と経営管理研究科が同一タイトルの資料をそれぞれ別個に蔵書として必要とした場合には、研究科ごとの請求記号が付与されたそれぞれの資料は、同一書架に並んで配架される。

実務教育用法律図書館には法科大学院教員のための研究用・実務用の図書室としての側面もあるが、利用者の中心は法科大学院生であり、専門職大学院としての学習図書館の色彩が強い。例えば、一般に専門職大学院の院生は学術論文の執筆を行わない<sup>15)</sup>ため、法科大学院図書室で活発なILLやレファレンスが行われているという例はあまり見られない<sup>16)</sup>。

### 4. 市民向法律図書館

市民向法律図書館の特徴は、一般の公共図書館よりも多彩なサービスを提供しているところにある。広い意味では、総合法律支援法に基づいて設立された日本司法支援センターなどの情報提供機関<sup>17)</sup>もこのカテゴリに含まれるが、東京都立中央図書館では、情報への「アクセス」と利用者の「学び」に重点を置き<sup>18)</sup>、「学び」の点からは生涯学習の一環として法律情報の提供を行っている。

法律情報提供に積極的に取り組もうとする公共

図書館は近年増えてきている。神奈川県立図書館でも法律情報を提供するコーナーを専門に設けており<sup>19)</sup>、対応への工夫が見られる。また、鳥取県立図書館でも法律資料を積極的に収集する活動が報告されている<sup>20)</sup>。法律情報を提供しようとする公共図書館にとって、東京都立中央図書館で行われているサービスは参考にするところが多いと考えられる。法律情報コーナーのような展示コーナーの設置や、週に1度開催される法律・判例検索用DBの説明会を行う際には、近隣紛争への対応のためか、学生の学習のためか、あるいはビジネス支援のためか、しっかりしたコンセプトを持って行われることが望ましいと言われている<sup>21)</sup>。

### C. 各法律図書館の課題

ここまで述べてきた現在の法律図書館全体を、その主たる利用者層により整理したところ、カテゴリ別に問題点が明らかになった。以下では、サービスの改善を検討する図書館運営者のために、カテゴリごとに考えられる図書館の課題を示す。

#### 1. 研究用法律図書館の課題

研究用法律図書館の課題は利用案内である。研究用法律図書館の利用者は資料と図書館を熟知しているため、多くの場合はスタッフによる案内を必要としない。

しかし、新たに利用を認められた者にとっては、それが専門家であっても学部生や一般の利用者であっても、複雑な構造となっている研究用法律図書館を使いこなすことは困難である。スタッフ側はこの点についてはより考慮すべきであると考えている。具体的には新学期や新規のDB導入時だけではなく利用者の希望によっていつでも開催される図書館ツアーや、頻度の高いDBの利用説明会の開催などが望まれる。

#### 2. 実務家用法律図書館の課題

法律事務所図書室や企業内図書室と同様に東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館は著作権

法第31条上の図書館に該当しないため、複製等著作権法上図書館に与えられている便宜を享受することができない<sup>22)</sup>。法律事務所の図書室など著作権法第31条上の図書館に該当しない場合の多い実務家法律図書館では、他機関からの資料の取り寄せに工夫が必要である。この点が実務家用法律図書館の課題と言うことができる。現状では、スタッフが個人として国立国会図書館を利用するケースや、所属弁護士の代理として最高裁判所図書館を利用するケースが多い。

また、その他の課題としては、スタッフの育成を挙げることができる。司書業務の専門化の状況を受けながらも継続教育を十分に行う余裕が現場にないこと、またそのような現場を支援するための組織も存在しないことが実務家用法律図書館に共通して見られた問題である。法律事務所の所員のためにパラリーガル講座を設ける弁護士会も見られる<sup>23)</sup>が、内容は法律事務に限られており、司書業務をそこに含める動きは現在のところ見られない。

実務家用法律図書館の課題の克服のためには、法律図書館連絡会など専門団体への加盟のほか、著作権処理について図書館内でのガイドラインを設けることが必要と考えられる。

### 3. 実務教育用法律図書館の課題

実務教育用法律図書館の課題は、大学側が提供するカリキュラムとの連携にある。法科大学院生の学習を支援するため、図書館はより積極的にカリキュラムに即した資料の収集と院生のレポート作成の支援をしなければならない。この点に関して最も充実したサービスを行っているのが司法研修所図書室である。司法研修所図書室は教材作成室と同組織内に位置し、授業内で利用される資料の提供に関して全面的な協力を行っている。また、慶應義塾大学三田メディアセンター南館図書室では、法科大学院生に対する授業の課題を調査し自館の蔵書で対応できない資料に対して教員にアナウンスを行うなどの業務を行っている。

慶應義塾大学三田メディアセンター南館図書室におけるこの業務は、司法研修所の行っている授

業支援に近いものであり、法曹養成支援のための図書館サービスの1つのあり方として参考にすることができる。法曹養成支援に力を入れようとする場合には、これまでの研究科には見られなかった形での授業と密接に関連した図書館サービスを検討する必要がある。

### 4. 市民向法律図書館の課題

市民向法律図書館の課題は、専門家との連携である。東京都立中央図書館では、東京司法書士会などと協力して法律情報の提供・相談サービスを行っている。平成21年には、裁判員制度が実施されることも受け、市民への法情報教育は重要性を増してきている。一方で市民向法律図書館の活動については、これから改善され・普及することが想定される。インタビューに対応した職員は、現段階で述べることは市民向法律図書館が成し遂げようとしていることのほんの一部であるという点を繰り返し強調した。

法律資料の提供のための案内は法律相談の具体的内容と結びつきやすい。よって、公共図書館が法律情報提供サービスを行うときには、法実務家と図書館サービスとの役割を明確にし、スムーズかつ合理的な対応をとれるような体制を整えることが必要である。法律相談への対応を忌避するあまり、適切な法律資料の提供を行うことができなくなるといった事態を避けるためである。しかしながら、日本司法支援センターや弁護士会の法律相談といった法律専門家の提供するサービスとの協力体制を確立するためにはカウンター担当者には相当程度の知識と経験が必要になると思われる、体系的な研修など、組織的な対応が求められる<sup>24)</sup>。

現在のところ、日本司法支援センターが図書館とのネットワークを利用した情報提供業務を行っているという報告はない<sup>25)</sup>。しかし、消費生活相談員らによって行われている日本司法支援センターの電話相談担当としてロー・ライブラリアンを活用してはどうかという提案<sup>26)</sup>はかねてよりなされており、両機関の情報提供業務には親和性があると考えられる。



## IV. おわりに

ここまで述べてきた法律図書館の特徴と課題について大まかにまとめると、第3表のようになる。○がついている点が、各カテゴリにおける法律図書館の特徴である。それぞれ特徴と抱える課題は異なるが、司法制度改革の影響下で自館の特色を活かしたサービスを展開しようと努めている。

4種のカテゴリのうち、最も大きな変化が見られたのが実務教育用法律図書館と、市民向法律図書館であった。

実務教育用法律図書館は、司法制度改革の影響を最も強く受けている。実務教育用法律図書館では、カリキュラムとの連携という点で教員側と連絡を密にして学生をサポートする司書の存在が図書館運営において有益に働いていた。特に司法研修所図書室におけるきめ細やかな授業支援<sup>27)</sup>がその典型であり、実務教育用法律図書館に求められるサービスのモデルとすることができる。

また、司法制度改革の影響を間接的に受けているのが市民向法律図書館である。裁判員制度は現在実施前の状態であり、規制緩和の影響による法情報検索の必要性についても統計的に法情報検索の質問が倍増するような状況ではない。つまり、現状では市民向法律図書館に対する要請は差し迫っているとまでは言えない。ただし、図書館の側ではすでに来るべき要求を認識しており、その事態に備えているのである。

実務家用法律図書館では、図書館内、あるいは図書館を含む親組織全体において分業化が促進され、図書館員の専門性が高まる傾向が見られた。実務家用法律図書館において例えば情報発信をする存在として司書の重要性が高まった<sup>28)</sup>ことは注

目すべき現象であり、新しい司法制度を運用する側にとってはある部分においては法情報の専門家介在の要求が認められることを示唆している。

これらの変化に対して最も遠いところにあるのが研究用法律図書館であった。しかしながら、研究用法律図書館には司法制度改革による変化が全く及ばないというわけではない。実務家用法律図書館・実務教育用法律図書館・市民向法律図書館といったその他のカテゴリにおいて生じている利用者の要求の変化により、各図書館はサービスの独自性を強めている。このことにより、研究用法律図書館の独自性は相対的に高まることとなったのである。研究用法律図書館は、その豊富な蔵書が最大の特徴であることから、研究者を直接的に支援するとともにその他のカテゴリに属する図書館の最後の拠り所として図書館の図書館としての機能の重要性が増すことになった。近年特に大学図書館において電子ジャーナルへの資料媒体の移行が進むなか、電子ジャーナルの購買契約に拘束されず著作権にしか制約を受けない紙媒体の雑誌所蔵館は、多くの図書館からILLの確実な依頼先としての期待を受けている。

以上、法律図書館を4つのカテゴリに整理してその変化を概観した。しかし検討の結果、これらのカテゴリに整理しきれない図書館があることも同時に判明した。本調査においては一橋大学附属図書館がその例に該当する。一橋大学附属図書館は、大学の研究用図書館であり学部教養課程の学生のための学習用図書館でもある。学内にはいくつか研究室単位の図書室も存在するが、法学部については独自の図書室を持たない。つまり、一橋大学附属図書館は、法律図書館と呼ぶに値する資料とスタッフを有するが、その利用のされ方は多

第3表 法律図書館の特徴と課題

	利用者	特徴			課題
		蔵書	職員	場所	
研究用法律図書館	研究者(大学教員・裁判官)	○			利用案内 スタッフの育成 カリキュラムへの対応 専門家との連携
実務家用法律図書館	弁護士・検事・企業の法務部担当者		○		
実務教育用法律図書館	法科大学院生・司法修習生			○	
市民向法律図書館	一般		○		

様であり法律資料に関連して突出した利用者層はない。そのため、法律図書館全体の近年の変化を表す際立った兆候を示していないのである。

大学図書館には一橋大学附属図書館のように部局図書館を置かないところが多い。特に中小規模の大学や単科大学等では部局図書館を置くことはまれである。その場合、ここで用いたカテゴリを利用して図書館の利用のされ方から現在の課題を把握し、運営の改善に資するという方策を採ることは難しい。この点については、今後の課題としたい。

本調査では、司法制度改革による法律図書館の変化と、各図書館がそれにどう対応しようとしているかを明らかにすることを試みた。今後は、司法制度改革による変化を示すために作成したこのカテゴリを用いて図書館の運営を改善するための提案を試みたい。

#### 注・引用文献

- 1) 他方、旭川市国保料訴訟「最大判平成 18 年 3 月 1 日、平成 12 年（行ツ）第 62 号、同年（行ヒ）第 66 号」に見られるように、図書館における文献情報提供が本人訴訟に役立てられた例も見られる。
- 2) “これからの図書館像”。これからの図書館の在り方検討協力者会議。2006.3.  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/18/04/06032701/009.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/04/06032701/009.pdf). (参照 2007-08-03)
- 3) 元日本弁護士連合会会長の久保利は、著書『法化社会へ日本が変わる：新しい弁護士の仕事はこれだ』の中で、法化社会とは「今後、日本が目指さないといけな社会の一つのパターンである。」としている。また、規制緩和後の社会では行政の働きを後退させ、司法が積極的な役割を果たすことが必要になるとし、そのような社会を「法化社会」と位置づけている。久保利英明。法化社会へ日本が変わる：新しい弁護士の仕事はこれだ。東洋経済新報社、1997、p 2-4.
- 4) “司法制度改革審議会意見書：21 世紀の日本を支える司法制度”。司法制度改革審議会。2001-06-12 <http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html>. (参照 2007-08-03) 佐藤幸治。司法制度改革。有斐閣、2002.
- 5) “法情報サービス”。東京都立中央図書館。<http://www.library.metro.tokyo.jp/1h/index.html>. (参照 2007-08-03) 東京都立中央図書館。“法律情報の収集支援サービスを開始”。カレントアウェアネスポータル。

2006-07-21. <http://www.dap.ndl.go.jp/ca/modules/car/index.php?p=1930> (参照 2007-08-03)

- 6) 例えば、現代の図書館 Vol. 42 における特集、「法情報へのアクセス拠点としての図書館」では、公共図書館に対する論考、アメリカのロースクールライブラリーに関する論考、国立国会図書館に関する論考が見られるが、法律図書館全体について考察したものはない。また、西村による報告も、大学の法学部図書館を対象を絞ったものである。西村亜希子。日本における法律図書館の活動状況：大学の法律図書館（室）を中心にして。情報社会試論。2001, vol. 8, p. 23-36.
- 7) 法律図書館連絡会規約第 5 条（会員）  
 連絡会の会員は、次の各号の 1 に該当するものとする。
  - (1) 法律専門の図書館
  - (2) 一般の図書館であって、蔵書のうちの相当の法律資料群を有するもの
  - (3) 研究乃至実務的資料室等であって、相当の法律資料を有するもの
- 2 前項第 2 号及び第 3 号に定めるものについては、専任の職員を置くものでなければならない。
- 8) 日本図書館協会図書館ハンドブック編集委員会。図書館ハンドブック。第 6 版。日本図書館協会、2005, p. 4. 「図書館の種類」によれば、一般的な分類は下記ようになる。  
 「図書館は、各時代の文化、社会の要求に応じて、さまざまな形態をとりながら今日に至っている。歴史的には、図書館には教区図書館 (parochial library)、会員制図書館 (subscription library)、学校区図書館 (school district library) など、多くの種類があったが、ここでは、今日一般に利用されている図書館の種類を見ていく。図書館を分類するとき、設置者別、機能別、利用者別等いくつかの観点を考えることができるが、利用者別によって図書館は通常以下のように区分される。
  - a 国立図書館 (national library) (中略)
  - b 公共図書館 (public library) (中略)
  - c 大学図書館 (academic library) (中略)
  - d 学校図書館 (school library media center) (中略)
  - e 専門図書館 (special library) (中略)
 また、p. 7 に「その他の図書館」の説明がある。「f その他の図書館 五つの館種のほかに、点字図書館、病院患者図書館、刑務所図書館など、施設におかれている図書館がある。英、米においては、国立図書館、公共図書館、大学図書館、学校図書館以外はすべて “special library” に含めてしまうことが多い。」
- 9) 京都大学法學研究科図書館、および早稲田大学法律文献情報センターの場合、法学部教員が書庫のカードキーを有しており、閉館時も自由に書庫に

- 立ち入ることができる。
- 10) “国立国会図書館の役割について”. 国立国会図書館. 2006-02-10. [http://www.ndl.go.jp/jp/role/data\\_01.html](http://www.ndl.go.jp/jp/role/data_01.html) (参照 2007-08-03)
  - 11) 法務図書館の場合には、一般公務員の人事制度に従い、定期的な人事異動が行われる。
  - 12) 東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館, 長島大野常松法律事務所図書室では、最高裁判所分類を応用した独自分類を採用している。
  - 13) 森濱田松本法律事務所は、図書の旧版保存のために、外部のコンテナ型倉庫を利用している。
  - 14) 大宮法科大学院大学は、図書館内に自習室を持つ。
  - 15) 法科大学院においては、修士論文に準ずる調査論文として、リサーチペーパーの提出を認める例が見られる。リサーチペーパーの位置づけは大学により多少異なると予想される。法科大学院生が博士課程の受験資格を得るために執筆する場合や、法科大学院生が就職活動をする際に自身の専門性を強調するために執筆する場合などがある。
  - 16) 大宮法科大学院大学図書館は、法科大学院図書室の中ではレファレンス件数が多いことが特徴である。この理由については、社会人大学院生の数が多いためと予想される。大学で執筆するレポートと実務の内容が競合することが多く、学生が実務に基づいた知識に対する裏づけを文献で行おうとする、などの事例がある。
  - 17) 総合法律支援法 30 条 1 項 1 号には日本司法支援センターにおける情報提供に関する規定が置かれている。日本司法支援センターで相談を担当する職員は、法律相談に及ばない範囲で情報提供を行い、適切な機関への相談の「振り分け」を行うとされており、公共図書館の法律図書館員が期待される役割と近似した機能を有している。濱野亮, アクセス拡充における日本司法支援センターの役割, ジュリスト No. 1305, p. 34 によれば, 「この構想の根底には、支援センターの情報提供業務は法律相談に及ばず、手続やサービス提供機能についての情報提供と振り分け (道案内, 紹介) を業務とするという前提がある。その上で、全国的にかかる業務を担当できる有資格者として、消費生活相談資格者が数と実績の上で第 1 の候補に上がり、さらに、裁判所, 行政官庁, 弁護士会, 司法書士会, 場合によっては民間企業等における相談窓口担当経験者に一定の研修の上での情報提供職員になってもらうというアイデアのようである。弁護士・司法書士その他の法律事務提供資格者も給源になりうるとされているが、法律相談は行えず、報酬等も特別扱いはしない模様である。」として、法律情報提供担当者についてはある程度法律知識が必要とされるとの考えが示されている。
  - 18) 奥村和廣. “法律情報へのアクセスと学びの支援”. AVCC ライブラリーレポート 2007: 地域を支える公共図書館—図書館による課題解決支援サービスの動向. 財団法人高度映像情報センター (AVCC), 2007, p. 56-59.
  - 19) 神奈川県立図書館のウェブサイトでは、法令情報の探し方の案内も掲載されている。“図書館ナビ No. 2 行政・法令情報① 法令情報・資料の探し方”. 神奈川県立図書館. 2005-10-01 <http://www.klnet.pref.kanagawa.jp/bunken/thema/navi/navi2.htm>. (参照 2007-08-03)
  - 20) “鳥取県立図書館で調べてみよう!: 法情報サービス”. 鳥取県立図書館. <http://www.library.pref.tottori.jp/law/lawinfo.html>. (参照 2007-08-03)
  - 21) 市民向法律図書館におけるセミナー開催等については、吉井による提案が見られる。「単にホームページ等で情報発信を行うだけでは効果は低い。よって、スタッフが直接、利用者にデータベースの使い方や法律情報の取捨選択ができるまでの支援を行わなければ、利用者層は増えない。一部の人が使うだけである。データベースの使い方は日中と夕方を実施する。これによって、主婦層と 1 日の仕事を終えた会社員や市民が時間の制約にとらわれることなく講習会に参加していただく。これは図書館司書が主に担当する。法律情報の提供セミナーは弁護士等の専門家が身近な事例を取り上げて実施する。大学の法学部で行うような高度なものは違う講習日程で行う。場所は利用者身近な図書館で行う。セミナー室を利用する。先述のように講習会の様子をビデオに記録し、教材化する。それを視聴覚資料として閲覧できるようにする。2 つの形式を取る。① DVD という形②オンラインで配信する。オンラインでの配信はホームページから見られるようにする。「Real Player」のソフトを使う予定。ただ、パッケージ化の際には講師の許可、法的処理等をあらかじめ行う。」吉井潤. “困った時はとりあえず図書館へ: 公共図書館における法律情報提供に向けて”. AVCC ライブラリーレポート 2007: 地域を支える公共図書館—図書館による課題解決支援サービスの動向. 財団法人高度映像情報センター (AVCC), 2007, p. 199-123, p. 122.
  - 22) ただし、法分野の一次資料である法令・判例は、著作権の要件を満たしてはいるが、著作権を認めると国民の生活上重大な支障があるとみなされているため、著作権の権利の対象外とされている (著作権法第 13 条)。吉田大輔. 明解になる著作権 201 答. 出版ニュース社, 2001, p. 268.
  - 23) “法律事務職員研修について”. 東京弁護士会. <http://www.toben.or.jp/staff/aboutintern.html> (参照 2007-09-01)
  - 24) 日本司法支援センターなどの法律情報提供機関における情報提供の困難さを指摘するものとし

て次の意見がある。「このような一般的な法情報の提供からもう一步進み、より突っ込んだ法的情報支援として、法的意見・助言を提供することが考えられる。しかし、法テラスでは、法律相談としての情報提供は、原則として（法律扶助事件、過疎地業務での法律相談を除く）行わないとしている。これについては、『実体に関わる聞き取りと助言に及ばないで、適切な手続・機関・方法を教示・紹介することがどの程度可能なのであろうか』という問題提起がなされている。少なくとも、相談者の具体的な問題を十分に聴き、法的な観点も踏まえた的確な情報の分析がなされなければ、個々人の多様なニーズに応じた適切な情報提供はできないであろう」大澤恒夫。「司法情報の提供方法－多様な可能性」。市民と司法。財団法人法律扶助協会、2007、p.188.

- 25) 関一穂。日本司法支援センターの情報提供業務の概況。NBL. 2007, no. 861, p.36. は、日本司法支援センターでの情報提供業務、特に相談内容の振り分けについて次のように説明している。「平成18年の業務開始当初は、さまざまな相談に対応するのが精一杯という状況であったことから、いわば振り分け先として間違いのない弁護士会、司法書士会への振り分けが多かったが、その後、次第に関係機関・団体に対する理解や電話対応の

経験も深まり、よりバラエティに富んだ関係機関・団体の紹介が可能となり、弁護士会、司法書士会とも微減となっている。」振り分け先については、p.36表5「平成19年3月の関係機関紹介」によれば法テラス地方事務所（主に民事法律扶助関係）6680件、弁護士会5073件、司法書士会2244件、市役所1280件、都道府県庁606件、区役所450件、消費生活センター290件、女性センター、男女共同参画センター等245件、財団法人日弁連交通事故相談センター204件、その他2466件で合計19538件の相談があったとされているが、その他関係機関として図書館を紹介した例の報告は見られなかった。関一穂。日本司法支援センターの情報提供業務の概況。NBL. 2007, no. 861, p.33-38.

- 26) 岩隈道洋。法律情報専門職の創造。現代の図書館。2004, vol. 42, no. 4, p.215-221.
- 27) 司法研修所の資料課では、授業に必要な法令等の資料で通常の携帯可能な六法に掲載のないものについては、すべて事前に資料課で用意し、配布の準備を行う。
- 28) 森濱田松本法律事務所の図書室では、図書室のスタッフが最新の法情報を常に確認し所属弁護士に対するメールアラートによる周知を行っている。

## 要 旨

【目的】近年政府により実施されている司法制度改革が、わが国の法律図書館にどのような影響を及ぼしているのかを明らかにし、司法制度改革後の法律図書館の現状と取り組むべき課題を提示することを目的とする。

【方法】わが国唯一の法律図書館の団体である法律図書館連絡会の加盟館を中心に、大学図書館・公共図書館などといった館種を広く横断するように17の法律図書館を選定し、訪問調査を行う。調査の内容は、蔵書量・分類など資料に関するものと、予算や人事異動など運営に関するものを含む。

【結果】調査の結果、司法制度改革後の法律図書館は利用者層により整理することができることがわかった。司法制度改革後の法律図書館は、研究用法律図書館、実務家用法律図書館、実務教育用法律図書館、市民向法律図書館の4種類に整理される。この4種の図書館群のうち、大きな影響を受けているのが実務教育用法律図書館と市民向法律図書館である。

実務教育用法律図書館は法曹養成制度の改革、市民向法律図書館は市民の司法への参加の要請により必要性が強く認識されるようになってきている。実務教育用法律図書館は急激に増加しているが、制度発足間もないためどの図書館も運用を模索している段階にある。実務教育用法律図書館の課題は法科大学院のカリキュラムを踏まえたサービスを行うことであり、この点については司法研修所図書室の運用を参考にすることができる。市民向法律図書館とは法律に特化した情報提供サービスを展開する公共図書館を指す。一部の公共図書館では裁判員制度をはじめ市民の司法への参加を支援するための新しい取り組みが行われている。市民向法律図書館においては、法律情報提供が法律相談に結びつきやすいため、法律専門家との連携が課題である。市民向法律図書館は弁護士会など地域の法律専門職団体と交流し、情報提供を市民の法律問題の解決に役立てるための仕組みを検討するべきである。